

文書番号	のだふじ共通 -8.2.2-149	のだふじ	頁	1 / 5
発行日	2024/06/01	運営規程（通所）	承認	起案
版	14			

（事業の目的）

第1条 医療法人藤田会が設置する介護老人保健施設ののだふじ（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、支援相談員（以下通所リハビリテーション従事者という。）が要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

- 2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。
- 4 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設ののだふじ
- (2) 所在地 大阪府大阪市福島区吉野 4-29-18

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1 名
(利用者の、診療・健康管理及び保健衛生指導に従事する。)
- (2) 看護・介護職員 6 名以上
(利用者の、健康管理・生活全般にわたる介護及び療養環境整備に従事する。)

- (3) 理学療法士 0.6名 以上
(利用者の、機能訓練、訓練記録の整備充実に従事する。)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。年末年始を除く。
(2) 営業時間 午前9時00分から午後4時45分までとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日56人とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護認定審査会のサービス指定事項や居宅介護支援事業者の介護計画に基づき、事業所の医師及び理学療法士、その他の通所リハビリテーション従事者による通所リハビリテーション計画の作成
(2) 通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の身体機能の維持回復を図る適切な指導と機能訓練
(3) 療養上必要とされる事項についての指導及び説明
(4) 送迎、食事及び入浴
(5) レクリエーションや季節行事等
(6) 認知症利用者の身体及び精神状況等の特性に合わせたサービス提供

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

3 食事の提供に要する費用については750円を徴収する。

4 おむつ代については、下記のとおり徴収する。

尿取パッド	50円	／1枚あたり
紙オムツ	150円	〃
失禁パンツ	300円	〃

5 その他、通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、タオル・シャンプー・

ティッシュ・石鹸等、通常必要となる日常生活費として1日につき50円、新聞・遊具・雑誌等、教養娯楽費として1日につき50円を徴収する。

- 6 利用料等の支払を現金にて受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容、金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 9 各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施区域は大阪市福島区全域及び、此花区・西淀川区・西区・北区の一部とする。

（衛生管理等）

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 この指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 利用者は、この規定の定めるところにより、規律ある生活を行うとともに、事業所の秩序維持に努め次の事項に留意しなければならない。
- (1) 事業所内の秩序を守り、相互の親愛に努めること。
 - (2) 貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
 - (3) 許可なく飲酒したり、飲食物を持ち込んではない。
 - (4) その他管理者の指示に従うこと。

（緊急時における対応方法）

- 第12条 指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生し

た場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め年2回定期的に（うち1回は夜間を想定）避難、通報及び消火訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 指定通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供した指定通所リハビリテーションの提供に関し、法第23条の規定により行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条

1 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置
(成年後見人制度の利用支援 等)

2 施設は、サービス提供中に、当該施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画にしたがい必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務

の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 維持研修 年1回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定通所リハビリテーションに関する記録を整備し、通所リハビリテーションサービス提供開始から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人藤田会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和6年6月1日から施行する。